

別 冊

議案第 1 号

平成25年度富津市一般会計補正予算（第 3 号）

平成25年度富津市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168,704千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,844,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成26年 2 月24日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

介護基盤緊急整備特別対策事業、介護保険事業特別会計繰出金及び児童手当給付事業等を減額するとともに、公共土木施設災害復旧費等の予算を繰り越して使用できるよう繰越明許費を設定するほか、決算見込による既定予算の調整に伴い地方債の補正をするものである。